

## 第21期 第4回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和4年3月4日（金）午後2時15分～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

### 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	中 村 裕 一
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	五十嵐 健 志 田 村 早 苗
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 総括主幹	清 藤 真 樹
	〃 総括主幹	藤 川 義 一
	八戸水産事務所 所 長	石 戸 義 人
	鱒ヶ沢水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	産業技術センター 内水面研究所 所 長	長 崎 勝 康

欠席委員：吉井仁美

### 4 議事の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等の決定について（諮問）

諮問どおり決定し、答申することとなった。

議案第2号：遊漁規則の変更の認可について（諮問）

諮問どおり決定し、答申することとなった。

議案第3号：コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について

原案どおり決定し、委員会指示を発動することになった。

議案第4号：第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について  
原案どおり決定し、公示することになった。

## 5 議事の経過

### 濱田会長

それでは、ただ今から、第21期第4回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

ここで、虎の巻ありますけど、所々外します。

本日の委員会は、先ほど事務局長から説明があったとおり、議題として議案4件に報告事項2件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数10名のところ、過半数を超えます9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします。漁業法145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

### 委員

(「異議なし」の声あり。)

### 濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、田村委員と石岡委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

### 濱田会長

それでは、議案に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

### 長根事務局長

はい、会長。

### 濱田会長

はい、局長

### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料1の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

諮問文にあります、第58条において読み替えて準用する42条3項においては、知事は、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとする時は、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとしており、今回の諮問があったものです。

なお、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

### 濱田会長

それでは、県からの補足説明があればお願いします。

### 水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

### 濱田会長

清藤総括主幹

### 水産振興課 清藤総括主幹

それでは、説明させていただきます。

内水面で魚を獲る行為、許可を得るといふと、採捕許可と漁業許可があります。それぞれ法律の立て付けが違って、漁業許可の部分については、内水面漁場管理委員会に諮問しなさいとなっています。

本県において、漁業許可は、しじみのけたのみで、十三湖と小川原湖漁協だけです。

それでは、その諮問内容について説明させていただきます。

漁業種類ですが、しじみけたあみ漁業、許可予定数が194隻、総トン数は15トン未満、推進馬力の定めはなし、操業区域ですが、内共40号、これは小川原湖になります。

漁業時期ですが、4月1日から翌年3月31日まで、通年です。

漁業を営む者の資格、許可を予定している人達のことですけれども、内共40号共

同漁業権の組合員行使権者、つまり、小川原湖漁協の組合員ということになります。

許可または起業を認可を申請すべき期間ですが、公示の日から起算して1週間としております。

許可の有効期間ですが、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年許可となっています。

次の2番の期間 規則第14条1項第4号の対象とするというのは、何かあって、その船を譲る時に継承の対象としますよ、ということになっています。

条件等には、記載されているとおりです。

補足説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

### 濱田会長

ありがとうございます。

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は、議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようにお願いいたします。

御質問、ありませんか。

### 委 員

(「ありません」の声あり。)

### 濱田会長

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 濱田会長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について(諮問)」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「遊漁規則の変更の認可について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

**長根事務局長**

はい、会長。

**濱田会長**

はい、局長。

**長根事務局長**

それでは、説明します。

議案第2号資料1を御覧ください。

県知事から会長あての諮問文です。件名、本文のみ読み上げます。

遊漁規則の変更の認可について（諮問）

車力漁業協同組合ほか5漁業協同組合から申請のあったこのことについて、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

これは、前回の委員会でもお諮りしましたが、内水面漁連が移転に伴う、漁連の移転に伴う住所変更に加え、禁止の区域、遊漁料の納付場所に変更があったため、今般、漁業法の規程に基づき、車力漁協ほか、5漁協の8つの免許の遊漁規則の変更について諮問があったものです。

2、3ページは、免許ごとの変更点一覧表、4ページ以降は、漁協からの遊漁規則変更認可申請書となっており、この後、県側から説明がありますので、詳細につきましては、省略させていただきます。

事務局からは以上です。

**濱田会長**

何か県から補足説明があればお願いします。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

**濱田会長**

清藤総括主幹

**水産振興課 清藤総括主幹**

それでは、補足説明いたします。

前回の委員会でも遊漁規則を変更したと思いますが、まず、内水面漁連の遊漁券、共通遊漁券の形式を変えたということが1つです。

その他、岩木川漁協については、ちょっと複雑なので、後でお渡しした地図を見ながら説明させていただきたいと思います。

まず、津軽ダムと大きく書いてある図面を御覧ください。

津軽ダムは、目屋ダムの下流域に隠れたような形で設置されています。

現状、目屋ダムの方は、ダムサイトまで禁漁区域というのは設定されていなかったんですけども、津軽ダムになって、かなり下流域の構造が変更になっています。

白神が故郷橋というところがあるんですが、その下の部分は、更に小さなダムのような形になっていて、本体のダムとの間に小さなため池というか、大きな池のような形になっています。

その他にダムの発電所、管理事務所とダム関連施設が集中してあるところになっています。

ということで、ここのダム管理のことと、安全性を考慮して、この部分に関しては禁漁にしたいということになっています。

続きまして、もう1枚を御覧ください。

今度は、津軽ダムの上流域になります。

津軽ダム湖、右下の方に書いてありますけども、砂防域から上流に関しての部分についてです。

大割沢と書いてあるところは、元々禁漁ではなかったんですけども、それ以外の暗門大橋に続く緑の線の部分、この部分については、以前は禁漁でした。

この部分について、このあたりはキャンプ場とレジャー施設が集中しているということで、それに釣りも併せた地域振興を図っていきたいということで、今回、禁漁を解除したいという申し出がありました。

それぞれについては、計画として妥当だと判断しましたので、遊漁規則の変更を諮問したものです。

続きまして、浅瀬石川についてです。

浅瀬石川についてですが、遊漁券の販売所の変更がありました。これについては、後ほどのページに廃止されたところ、住所変更になったところ、新たに設置されたところが記載されていますので、御覧ください。

説明については以上です。

## 濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

## 濱田会長

1つだけ。

今、浅瀬石、津軽ダムの問題ですが、十三湖、真水が足りないと、非常に苦しんでいるようなんですが、これを関連の川には、魚道またはそういうような流量が必

要ですよと、過去に委員会が入ったことがあるんですよ。

それは、国交省の方はどんな状況、全く流量を厳守してやっているという、こういうことですか。

#### 水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

十和田湖の水の量に関しては、河川の水利用者が年1回集まって話しているのは知っています。私も、確か、かなり昔に参加したことがあります。

ただ、やはり、津軽平野全域の田んぼとか農業施設への水というのがかなり最優先されていて、一番の下流域の十三湖というのは、一番最後の扱いになってしまっているのは事実です。

ただ、田んぼの作り方もいろいろと工夫しているようで、水については、昔ほどという話は一部では聞きます。それでも、やっぱり雨の量とか、自然に左右されるものですので、なかなか下流域の水が安定供給に至っていないというのは事実であります。

#### 濱田会長

今から10年以上前かな。岩木川に委員会が入ったんですよ。魚道の問題もあったんですが、農水省が工事をやっている状況であれば、あの魚道は魚は上っていかない、遡上していかない。

だから、非常に厳しい状況で、私も個人的にじゃなくて、県の管理委員会の会長として、事務局長からどうしても1回入ってことがありますけども、改めて。

非常に今の状況だと、先般の新聞紙上にも載っていますが、十三の方が真水がないと。勿論、集落もそうだと思いますが。この辺の流量だけは、国交省に厳守して流してもらいたいということの口頭要望した経緯がありますけど、物凄い厳しいなと思っています。

それで、春の時期になると、また一般の一次産業、田んぼ農家がまた取水すると、これでダブルパンチが起こっているような状況なんだけど、これは、県の方で国交省と協議したこと、あるんですか。ないんですか。

#### 水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

#### 濱田会長

はい、どうぞ。

#### 水産振興課 清藤総括主幹

交渉というか、その都度、先ほども言ったように、水利用管理委員会のようなものがあって、利害関係者が集まりますので、その際は、やはり下流域の水というのは、常々言っていると思います。

#### 濱田会長

これ、参考までなんですが、砂土路幹川、これ、十和田湖・稲生間、我が方のところを流れていますけど、流量、契約企業してあるんです。だから、非常に厳しい状況では我々は時間をかけながら、農水省とやりました。その契約は、今現在もそのまま進んでいますけど、砂土路については、非常に良い状況で流れてきていると。これ、流したとか、流さないとかでなくて、流量別できちんとしないと、どうしても泣くのは下の方だと。簡単に言えば十三湖の方だと、こういうことなんですよ。

苦労すると思うんですが、もうちょっと詰めてもらえればなど。土地改良、その他あると思います。国交省は、流しているよと、安定放流していますよと必ず言います。

委員の皆さん、何かありませんか。

#### 濱田会長

それでは、議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

#### 委員

(「異議なし」の声あり。)

#### 濱田会長

それでは、議案第2号「遊漁規則の変更の認可について」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

#### 濱田会長

続きまして、議案第3号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について」を議題に付します。

事務局から説明願います。

#### 長根事務局長

はい、会長。

#### 濱田会長

はい、局長。

### 長根事務局長

それでは、説明します。

資料1を御覧ください。

県農林水産部長から会長あての依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について（依頼）

持続的養殖生産確保法の「特定疾病」に定められているコイヘルペスウイルス（KHV）病が、本県でも確認され、平成16年以降、毎年度、貴委員会に「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示」を発動して頂き、KHV病の発生・被害拡大防止に努めてきたところです。

引き続きKHV病のまん延防止を図るため、令和4年度も別紙内容による委員会指示の発動をお願いいたします。

2ページ目以降は、依頼の内容となりますが、これまでと同様で、指示期間のみ、1年繰り延べたものとなります。

次に資料2を御覧ください。

これは、委員会指示案です。

前段のみ読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ）の扱いについて、次のとおり指示する。

令和4年3月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

指示の内容は、依頼にあった内容と同じとなっております。

なお、県報に公示する際に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

### 濱田会長

県から何か補足等があればお願いいたします。

### 水産振興課 藤川総括主幹

はい、会長。

### 濱田会長

藤川総括主幹

**水産振興課 藤川総括主幹**

それでは、県の方から補足説明をいたします。

事務局からも御説明があったとおり、平成16年度以降、毎年度、委員会に当該指示を発動しておりまして、KHV病の発生被害防止、被害拡大防止に努めてきたところでございます。

内容につきましては、指示期間を来年度のものに改める点以外、今年度と変更はございません。

指定水域につきましては、青森県知事が別途定めることとしておりますが、こちらも今年度と同様に岩木川と馬淵川を予定してございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

**濱田会長**

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

**委 員**

(「なし」の声あり。)

**濱田会長**

それでは、他に御質問、御意見もないようですから、原案どおり委員会指示を発動することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

**委 員**

(「異議なし」の声あり。)

**濱田会長**

それでは、議案第3号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について」は、原案どおりと決定し、委員会指示を発動することにいたします。

なお、委員会指示発動に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局に一任とします。

**濱田会長**

続きまして、議案第4号「第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

**長根事務局長**

はい、会長。

**濱田会長**

はい、局長。

**長根事務局長**

それでは、説明いたします。

資料1を御覧ください。

令和4年度の増殖計画量の基準を示達する公示案です。

前段のみ読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会公示第2号

第五種共同漁業権に係る令和4年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和4年3月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

以下の内容については、先ほど開催されました当委員会協議会において協議いただいた事項を踏まえたものです。

前年の計画量より数量が増加したところは赤色に塗り、減少したところは青色に塗ってあります。それ以外のところは、前年と同じ基準になります。

資料2以降につきましては、説明につきましては、省略させていただきます。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

**濱田会長**

県から何か補足等があれば、よろしくお願ひしたいんですが。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい。

**濱田会長**

清藤総括主幹

**水産振興課 清藤総括主幹**

この件に関して、県からの補足説明はございません。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**濱田会長**

ありがとうございます。

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんか。

**對馬会長代理**

はい。

**濱田会長**

はい、どうぞ。

**對馬会長代理**

先ほど、協議会の中でも説明がありましたけども、七戸川漁協がなくなってしまって、当然、なくなったからここにも出てこない。すらっといっているんですけども、結構な案件ですが、凄いですらっといっているんですけども。これ、特になくなったよということ、言わないということでもいいですよ。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい。

**委員**

言わない方がいいと思います。

**濱田会長**

管轄的には、高瀬川の八甲田連峰の源流なんだけど、関連は小川原湖が関連があるんです。ただ、これ、途中から小川原湖の方までやってあげるといった時、どうなるんですか。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい。

**濱田会長**

はい、どうぞ。

**水産振興課 清藤総括主幹**

そういう希望があれば、新たな漁場計画の時に区域を定めて免許することは問題ないです。

**濱田会長**

それは、「新たな」というと、年度越しになってからですか、年度内の時ですか。

**水産振興課 清藤総括主幹**

今のタイミングですと、次の免許になるかなとは思いますが。

作業的に、やっぱり次の計画も4月から始まって、来年、令和5年3月公示ぐらいのスケジュール感になっています。

小川原湖漁協さんが、七戸、やりたいというふうな話をしても、ほぼ同じスケジュールになってしまうんじゃないかなと思いますので、かかる時間は一緒なので、1つでも数十件でも、そういうふうな形になると思います。

**濱田会長**

場を変えまして組合長の立場としていいですけど、まだそこまで内部の方で協議はしていません。

ただ、今後の課題として出た場合、どのぐらいの時間がかかるのかなと、こういうことで、発言したんですが。

分かりました。

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問ありませんか。

**丹藤委員**

はい。

**濱田会長**

はい、どうぞ。

**丹藤委員**

今の七戸川もそうなんですけども。そうすると、管理する漁協がなくなったということは、普通に遊漁の方は、タダでっていえばあれですけども、川に入って釣っても何も構わないということになるんですか。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

**濱田会長**

はい、どうぞ。

**水産振興課 清藤総括主幹**

そう思います。

一番良い例が田名部川です。田名部漁協がなくなった時点で、遊漁規則、調整規則と遊漁規則に釣りは縛られるんですが、遊漁規則がなくなります。

ただ、調整規則というのがありますので、調整規則に違反しない限りは自由に釣っていいということになります。

**丹藤委員**

分かりました。

**濱田会長**

調整規則とおっしゃるけど、これ、調整規則は、県の方に遊漁者は申し込まなきゃいけないんだと。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

遊漁規則は、お金をもらうための遊漁者と組合の契約という形になっていますけども、調整規則は、法の下に県が定めるルールになります。その中には、遊漁料とか、規定はありませんので、禁止漁具、禁止区域、禁止サイズなどを守っていただくということになります。

**濱田会長**

採捕できないということですね、簡単に言えば。

**水産振興課 清藤総括主幹**

禁止以外のものについては大丈夫です。

例えば、ヤマメ15センチ未満は獲ってはいけないという規則がありますけども、それ以上であれば獲っていいということになります。

**濱田会長**

自然盗掘だな。なかなか難しいな、これ。

どうですか。

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見はあ

りませんか。

ないようですので、それでは、御質問、御意見もないようですから、原案どおり示達することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 濱田会長

異議なしということで、それでは議案第4号「第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について」は、原案どおり決定し、示達することにいたします。

なお、公示に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

次に報告事項に入ります。

報告事項「資源管理の状況等の報告について」県から報告願います。

## 水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

## 濱田会長

はい。

## 水産振興課 清藤総括主幹

それでは、説明させていただきます。

この前の協議会でもお話ししましたが、新たな漁業法の下では、漁業権を管理している団体は、この資源管理状況の報告をなささいということになっています。まずは、組合から県にきて、それを取りまとめた上で各委員会に報告し、その結果を国に報告するということになっています。

基本的には、これまでの実態調査、プラス資源管理状況ということで、ちょっと中身が増えたような状況になっていますけども、こういうふうに1年間、改めて自分たちの行使状況を確認することによって、実態を自ら把握していくと、もしくは、対外的にちゃんと使っていますよということを示すということをやっております。

中身については、それぞれ見ていただきたいんですけども、七戸川内水面もこの中に記載されています。

これは、一応、照会したところ、返事が返ってきたので、その部分について書いているという状況です。

その他、解散した漁協については、その旨、記載しておりますので、御参考にしてください。

以上です。

**濱田会長**

それでは、御質問、御意見、何かございませんか。

**委 員**

(「ありません」の声あり。)

**濱田会長**

ありませんか。

次に報告事項②「内水面漁場計画について」県から報告を願います。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

**濱田会長**

はい。

**水産振興課 清藤総括主幹**

それでは、内水面漁場計画について御説明いたします。

資料はちょっとないんですけども、口頭で説明させていただきます。

ここまでの会議の中で、かなり漁業権については、いろいろな考えがあつてやらなければならないということを御説明してきました。

スケジュール感としましては、新たに利害関係者からの意見聴取というのが、新たな法律で加わりました。これによって、数か月、前倒しでやることになるので、今、漁場計画の素案というものを作って、パブリックコメント、一般にインターネットなどで公表して意見を募集するという作業を4月早々にやりたいと思っています。

その意見に対応する形で素案を練り直して、7月の、来年度、第1回委員会には、原案を皆様に御提示できればと思っています。

その時にも計画に対しての県なりの考え方、方向性なりも併せて説明したいと思っています。

あともう1つ、まだ決定ではないんですけども、今、国と議論しているのが十和田湖です。今は、国の免許として、十和田湖は秋田県と青森県の一本化した免許になっていますが、平成20年に区域が決定したことによって、それぞれの県で免許を出してもいいんじゃないかという話をずっとされています。

ただ、あそこは、組合が2つではなく1つということがあります。1つの組合に2つの免許、しかも住所地も秋田だったり青森だったり、かつては、そういうふう

に一緒やってきたものを分裂されるようなことはしないでくれ、というふうな意見も十和田の方から出ていましたので、その点は十分に注意して、十和田湖一体でしっかりと管理できるような免許にするように、常々、ずっと国の方には言っています。

もし、そうなった場合には、免許のための漁場計画として、この委員会に諮ることになると思います。

これまでも、国の免許であっても、委員会に諮っていたと思うんですけども、今度は本格的に免許するための諮問ということになります。

あと1つ問題があって、青森県の免許の切り替えは、令和5年の9月1日、新たな免許になるんですが、十和田湖の場合は令和6年1月1日になります。この差をどうするかとかも、まだ詰めなきゃならないところです。勿論、その前段には、県が免許するかどうかというのもあります。その点も経過を随時報告しながら皆さんにお諮りしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### **濱田会長**

各委員から何か御質問等がございますか。

ありませんか。

他に御質問もないようですので、これをもちまして第21期第4回青森県内水面漁場管理委員会を閉会してよろしいですか。

閉会いたします。